

・ 公判請求とは

公判請求とは、公開した法廷における審理を求める起訴のことです。

略式裁判ではなく通常裁判、すなわち公開の法廷で裁判を開くよう裁判所に請求することを「公判請求」と言います。

この公判請求による通常裁判の結果、裁判官が有罪であると判断した場合は一般に下される判決は禁固または懲役刑となります。

公判請求された場合でも前科が無く、今後も同様の違反を犯す可能性が少ないなどと裁判官が判断を下した場合、懲役刑の前に執行猶予が付くことがほとんどで公判請求＝即実刑とはなりません。

交通違反で実刑判決になる場合は、よほど悪質な違反を継続的に繰り返すなどの極悪ドライバーでない限りきっと大丈夫でしょう。